

事例項目	障害基礎年金受給の未報告による生活保護費の不正受給について
事例発生日等	平成25（2013）年3月
担当課	健康福祉部保護課
事例概要	<p>発生までの経過</p> <p>①平成24（2012）年7月5日（木）、社会保険労務士の資格を有する年金調査員が生活保護受給者の年金受給資格があるか調査した結果、本事例の対象となる保護受給者が障害基礎年金を受給できる可能性があったため、当該保護受給者に年金裁定請求の手続きを行うよう指導した。</p> <p>②平成24（2012）年7月18日（水）、保険年金課にて、当該保護受給者が担当ケースワーカーとともに年金裁定請求手続きの方法について説明を受けた。当該保護受給者に対して、「障害基礎年金を受給した際は生活保護法第63条に基づき、費用返還の対象となり、すでに支給済みの保護費を返還する必要がある」とこと及び「年金を受給したときにはその旨報告する必要がある」とことを説明した。</p> <p>③当該保護受給者から一向に年金受給の報告がなかったため、年金調査員が年金受給の有無について調査を行ったところ、平成25（2013）年3月4日（月）に、保護受給者がすでに障害年金を受給していることが判明した。</p> <p>同日、当該保護受給者に確認をしたところ、「平成25（2013）年2月15日（金）に遡及分も含め、障害基礎年金4,348,665円を受給した」との回答があり、「障害基礎年金を受給すれば生活保護そのものが廃止になると勘違いし、返還しなければならないにもかかわらず、費消してしまった」との報告があったため、生活保護法第78条の規定による不正受給の対象となった。</p> <p>当該保護受給者には、受給した障害基礎年金の額につき返還しなければならない旨の説明を行った。</p> <p>④平成25（2013）年3月18日（月）、上記の事実につき、議員より指摘を受けた。</p>
	<p>当時の対応</p> <p>①年金関係書類・年金の振込先となっている通帳を持参するよう当該保護受給者に指導し、平成25（2013）年3月4日（月）に1,290,000円が引き落とされているのを確認した。</p> <p>②平成25（2013）年3月15日（金）、当該保護受給者から障害基礎年金の費消内容について聞き取りを行ったところ、宗教団体へのお布施、神戸駅周辺での街頭募金、飲食代、知人への借金返済等で大半を費消したとのことであったが、領収書等は一切なく、費消内容の立証は不可能であった。</p>
発生原因	<p>①年金受給資格の確認後、年金裁定請求の手続きの進捗状況や年金支給日を把握できていなかったため。</p> <p>②生活保護法第63条に基づく費用返還について、精神疾患を患っている保護受給者が十分に理解できていたか確認できていなかったため。</p>
再発防止対策	<p>①ケースワーカーは随時、保護受給者の年金裁定請求手続きの状況について確認し、年金事務所とも連携を図って、年金額や支給予定日について把握するよう努める。</p> <p>②費用返還についての説明は文書を使って十分に説明を行い、署名をもらう形式で対応する。【資料(2)－46－1】</p>
その他	<p>当該保護受給者には、障害基礎年金の受給額を返還するよう求める。</p>
添付資料	<p>【資料(2)－46－1】生活保護法第63条に基づく費用返還についての説明文書</p>